


番号	奨学金名称	対象	金額	主な条件	返還	校内申出締め切り	備考・WEB参照
1	公益財団法人 日本教育公務員 弘済会 神奈川支部 高等学校 給付奨学生	校内で 4名	年 60,000 円	人物、学業ともに良好で、かつ学費の支弁が困難と認められ、学校長の推薦を受けた生徒。在学中1度限りの申請とする。他の給付奨学金との併願、併給も可	返還なし	6月 9日	HPでの案内がありませんので、直接担当者までお問い合わせください。
2	神奈川県立 高等学校 安全振興会 修学奨励生	校内で 1名	月額 6,000円	次の(1)・(2)のいずれかに該当する者 (1)生活保護法に基づく保護を受けている者 ・生活保護法に基づく保護を受けている者に準ずる者で、地方税法の規定により市町村民税の所得割を納付していない者 ・児童福祉法に基づく措置を受け、児童福祉施設に入所している者 等  (2) その他特別の事情で学資の支弁が困難な者	返還なし	6月 9日	一般財団法人 神奈川県立高等学校 安全振興会 <a href="http://www.kanagawa-hsanzen.or.jp/scholarship.html">http://www.kanagawa-hsanzen.or.jp/scholarship.html</a> 

・応募資格、必要書類など詳しい内容については、各HP等でご確認いただくか、下記担当者までお問い合わせください。

・応募人数を超えて希望者があった場合は、校内・自治体・国など所定の規模で採否の選考が行われ、結果的に不採用となる場合もあります。

・行政機関などの証明書発行が必要なものもありますので、ご希望の方はお早めにご連絡ください。

・要項に「他の奨学金との併給可」と記載されていても、もう一方の奨学金側で併給不可規定がある場合がありますので、ご注意ください。

問合せ先

普通科職員室 金崎

電話 046-851-2316